

令和7年度第1回新型インフルエンザ等対策検討部会における  
「千葉市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定案に関する意見まとめ

資料3

No.	頁	部・章	改定案（第1版）本文	意見概要	本市（健康危機管理課）の考え方	
					検討部会における市の回答	改定案修正の方向性
1	一	-	全体	行動計画については、感染症危機管理に 関わる市職員が対象ということはどうい でしょうか。	当該計画については、市が主体であ る。	修正なし
2	11	第1部・ 第2章 新 型インフ ルエンザ 等対策の 総合的な 推進に関 する事項	このため、新型インフルエンザ等対策推 進の目的を周知するとともに、基本的な 戦略について関係機関と共有化を図ること、また、市民等の感染症に対する意識 を把握し、感染症危機に対する理解を深 めるとともに、想定される事態に備え、 時期に応じたリスクコミュニケーションの戦略を「情報提供・共有、リスクコ ミュニケーションに関するガイドライン」（内閣感染症危機管理統括庁）等も 踏まえて整理し、体制整備や取組を進め ることが必要である。	行動計画改定案において、「～取組を進 めることが必要である」という記載があ るが、ここは、「取り組みを進める」と 言い切っても良いのではないか。	どのように記載するか検討していき たい。	いただいたご意見のとおり、文末を 修正することとしました。
3	19	第2部・ 第1章 実 施体制	1-1 実践的な訓練の実施 市は、市行動計画等の内容を踏まえ、新 型インフルエンザ等の発生に備えた対策 本部運営訓練や医療機関実動訓練等の実 践的な訓練を実施する。	平時ににおける新型インフルエンザ等の発 生を想定した訓練について、医療機関だ けで訓練を実施することは難しいところ があるが思うがいかがか。	本市では、医療機関に協力してもら い訓練を実施している。今後もいろ んな医療機関と連携した訓練を実施 していく予定としており、ご協力 をお願いしたいと考えている。	医療機関実動訓練に関する記載部分 について、捕捉説明として「医療機 関と協力した」と追記することとし ました。
4	19-22	第1章 実 施体制	全体	連携について、連携の仕方など詳細が書 かれていないうが、どうやって連携してい くのか。	連携については、新型コロナの際も 府内での連携が難しいという課題が あった。有事の際は、対策本部を立 ち上げて、そこで十分に府内の連携 を図り、取り組むことを明確にして いきたい。	市対策本部会議の記載部分につい て、「対策本部会議において、府内 の連携を図る」旨の記載を追記する こととしました。
5	27	第2部・ 第3章 サーベイ ランス	1-4 DX（デジタル・トランスフォーメー ション）の推進 市は、令和4年感染症法改正により、発 生届等の電磁的方法による届出が努力義務 とされたことを踏まえ、平時より、医 師や指定届出機関の管理者からの電磁的 な方法による発生届の提出及び退院等の 届出を促進する。	情報収集及びサーベイランスの部分にお いて、医療機関にシステムを活用し情報 収集する旨の記載があるが、具体的にど のようなものを活用するのか。SNSに によるリアルタイムな情報共有をする等を 想定しているのか教えてもらいたい。	システムの活用については、感染症 法の改正により国が整備している 「感染症サーベイランスシステム」 の使用が医療機関の努力義務とされ ている。このような国が整備するシ ステムの活用をするという方向性で 進める予定である。	修正なし
6	30	第2部・ 第4章 情報提 供・共 有、リス クコミュ ニケー ション	第4章 情報提供・共有、リスクコミュ ニケーション	国のガイドライン等において「リスクコ ミュニケーション」の記載で統一されて いるが、実際は有事発生後の「クライシ スコミュニケーション」が大事である。 「命を守る情報伝達」という、危機管理 の観点からは、「リスクコミュニケーション」 では緊急性に乏しいのんびりし た印象を感じた。	国の行動計画においては、実際に起 きた後の「クライスコミュニケーション」 も含めて「リスクコミュニケーション」という用語を使 っているため、それに倣った形で本市でも 記載している。	修正なし